

# 北間連だより

No.73

平成28年 9月15日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

## 消費税 活かすみんなの 間税会



稚内税務署管内間税会連合会幌延支部の皆様  
(写真コメント…10ページ)

### 《 主要目次 》

- |                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| ●札幌国税局長着任あいさつ …………… 2       | ●歳出、税制及び執行に関する意見・要望… 7～9 |
| ●札幌国税局幹部のご紹介 …………… 3        | ●活動だより …………… 9～10        |
| ●北間連第43回通常総会等 …………… 4～6     | ●国税広報 ……………11            |
| ●平成28年度「消費税等に関するアンケート調査」… 7 | ●北間連役員名簿 ……………12         |



## 着任あいさつ



札幌国税局長

やまざきこうじ  
山崎浩二

出身地 宮城県

略歴

昭和58.4 国税庁 直税部 資産課税課

平成18.7 大阪国税局 査察部長

平成20.7 福岡国税局 課税第一部長

平成21.7 福岡国税局 総務部長

平成23.7 国税庁 課税部 資産課税課長

平成24.7 国税庁 長官官房 広報広聴官

平成25.7 大阪国税局 総務部長

平成27.7 国税庁 課税部 個人課税課長

平成28.6 現職

この度の人事異動で札幌国税局長を拝命しました山崎でございます。

北海道間税会連合会の皆様方には、日ごろから消費税をはじめとする間接税はもとより税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

私は、北海道での勤務は平成2年の稚内税務署長以来、26年ぶりとなりますが、豊かな自然に恵まれ、人情味豊かな北海道で再び勤務させていただく機会を得ましたことを大変うれしく、また光栄に思っております。

北海道間税会連合会におかれましては、「消費税の適正な申告と納税等に関する啓蒙活動」、「税制及び執行に関する意見・要望の提言」、更には「e-Taxの利用促進」など、日頃から様々な活動に積極的に取り組まれており、こうした活動に当たっておられる会員の皆様方のご努力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、税務行政を取り巻く環境が激しく変化する中、私どもとしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、効率的な事務運営に努めるとともに、広報や相談など納税者の方へのサービスを充実し、適切に税情報を提供していく必要があると考えております。

近年、消費税の基幹税としての重要性が一層高まり、消費税に関する国民の皆様のご関心も一層高まっていく中で、間税会の存在意義はますます大きくなるものと考えております。

今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道間税会連合会並びに傘下各間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



## 国税局幹部のご紹介 (敬称略)



おかの やすひろ  
**岡野 泰大**  
札幌国税局  
課税第二部長

出身地 神奈川県  
略 歴 平成 8. 4 国税庁 調査査察部 調査課  
平成16. 7 大阪国税局 調査第一部 国際情報課長  
平成18. 7 財務省 主税局 参事官補佐 兼 外務省 国際法局  
平成20. 7 仙台国税局 総務部 総務課長  
平成21. 6 外務省 在ニューヨーク日本国総領事館 領事  
平成24. 7 財務省 主税局 参事官補佐  
平成26. 7 国税庁 課税部 法人課税課 課長補佐  
平成27. 7 現職



やまだ かずとし  
**山田 和俊**  
札幌国税局  
課税第二部次長

出身地 北海道  
略 歴 昭和55. 4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成19. 7 国税庁 長官官房 総務課 監督評価官室 札幌派遣 監督評価官  
平成21. 7 札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官  
平成23. 7 十勝池田税務署長  
平成24. 7 札幌国税局 課税第二部 消費税課長  
平成25. 7 札幌国税局 総務部 人事第 2 課長  
平成26. 7 札幌国税局 課税第二部 酒税課長  
平成28. 7 現職



すみ なおと  
**鷺見 直人**  
札幌国税局  
課税第二部  
消費税課長

出身地 北海道  
略 歴 昭和55. 4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成17. 7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 主査  
平成18. 7 札幌国税局 総務部 総務課 税務情報専門官  
平成19. 7 江差税務署 総務課長  
平成20. 7 札幌国税局 総務部 人事第 1 課 課長補佐  
平成23. 7 川越税務署 副署長  
平成25. 7 札幌国税局 総務部 税理士監理官  
平成27. 7 現職



しのめ けんじ  
**東雲 健司**  
札幌国税局  
課税第二部  
消費税課  
課長補佐

出身地 北海道  
略 歴 平成元. 4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成21. 7 札幌国税局 調査査察部 調査第 1 部門 国税調査官  
平成23. 7 札幌国税局 調査査察部 調査第 4 部門 主査  
平成24. 7 札幌北税務署 法人課税第 3 部門 統括国税調査官  
平成25. 7 札幌国税局 総務部 人事第 2 課 研修専門官  
平成26. 7 札幌国税局 総務部 人事第 2 課 人事専門官  
平成27. 7 札幌西税務署 法人課税第 1 部門 統括国税調査官  
平成28. 7 現職



えびな けいこ  
**蝦名 恵子**  
札幌国税局  
課税第二部  
消費税課  
総務係長

出身地 北海道  
略 歴 平成 4. 4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成23. 7 札幌東税務署 法人課税第 1 部門 国税調査官  
平成24. 7 札幌東税務署 法人課税第 1 部門 上席国税調査官  
平成25. 7 札幌東税務署 法人課税第 4 部門 上席国税調査官  
平成26. 7 札幌東税務署 法人課税第 5 部門 上席国税調査官  
平成27. 7 札幌西税務署 審理専門官 上席国税調査官  
平成28. 7 現職



## 会長再任あいさつ



北海道間税会連合会  
会長 高橋 則行

会員の皆様には、間税会活動等に対しまして多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の北間連第43回通常総会におきまして引き続き会長の任を仰せつかり、改めてその重責を感じているところです。顧みますと平成18年に会長に就任し本年で10年の歳月が経ち、この間様々な行事が行われ、平成23年9月には函館に於いて「全間連第38回通常総会（全国大会）」が開催され、全道の会員皆様の総力のもと盛会裏に終了し安堵したことなどが蘇ってきますが、これまでまがりなりにも会長の任を遂行できましたことは、偏に皆様のご協力・ご支援の賜物と深く感謝している次第です。

さて、間税会は消費税の適正な申告と納税に努めるほか税制への提言など、税務行政の円滑な執行に寄与すべく様々な活動を推進してきたところですが、現在、全間連から最重点施策として「会員増強による組織拡大等」、「消費税完納運動の更なる推進」、「消費税の啓発活動等の拡充」の3点が示されております。これらの施策は特に目新しい事項ではなく、これまでも各単会で鋭意取り組んで来ていただいているものですが、「会員の減少に歯止めが掛からない」、あるいは「消費税の国の基幹税としての重要性は一層増してくる」というようなことを踏まえ、改めて最重点施策として提唱されているものです。

特に会員増強につきましては、全間連から「平成26年4月以降3年間で35%の会員増を目指す」との具体的な数値も提示され、その取り組みも本年が最終年となる大事な時期となりましたが、少なくとも各単会が前年を上回る会員数となるよう、一層のご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、国税ご当局の皆様には平素から当連合会の活動等に深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げ、再任の挨拶といたします。

## 第43回 通常総会開催される

＝組織拡大・財政基盤強化と消費税完納運動の推進を！＝

去る5月31日（火）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から相良課税第二部次長はじめ局幹部の皆様、また全間連から關口副会長らをご来賓にお迎えし、北間連第43回通常総会が開催された。高橋会長の挨拶の後、鷲尾副会長議長のもと議事審議が進められ、全議案満場一致で承認可決された。また議事審議終了後、相良課税第二部次長並びに大谷全間連会長（關口副会長代読）のご祝辞をいただき、閉会となった。（以下議事審議事項抜粋掲載）



### ■ 第1号議案「平成27年度事業報告」

#### 1 組織関係

(1) 会員数状況（平成28年4月1日現在）

北間連	4,678名（前年比40名減）
青年・女性部会	554名（前年比82名減）

(2) 全間連モデル会指定

岩見沢間税会（平成26年9月～28年9月まで）

#### 2 事業等活動関係

(1) 会議等実施状況、(2) 消費税に関する啓蒙活動と期限内完納の推進、(3) e-Taxの利用推進、(4) 税務関係団体との連携協調、(5) 税制関係（消費税等アンケート・提言活動）、(6) 広報活動



第 2 号議案

「平成27年度収支決算報告及び剰余金処分」

1 平成27年度収支決算報告（平成27.4～28.3）

【一般会計】 単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	2,700	人件費	4,077
会費収入	14,154	福利厚生費	562
広告料収入	0	事業費	2,200
臨時会費収入	489	会議費	974
雑収入	221	旅費交通費	2,002
		事務所関係費	969
		通信印刷費等	764
		部会助成金	320
		本部負担金	1,295
		雑費	232
		剰余金	4,169
合計	17,564	合計	17,564

【特別会計】（全国大会特別基金）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	9,940	経費等支出	0
一般会計から繰入	0	剰余金	9,942
雑収入	2		
合計	9,942	合計	9,942

2 平成27年度剰余金処分（単位未満四捨五入）

区分	金額（千円）	
一般会計	単会へ返金	2,359
	次期繰越金	1,810
特別会計	次期繰越金	9,942

第 3 号議案「平成28年度事業計画」

〈基本方針〉

- ①消費税の一層の定着と適正な申告と納税の啓蒙活動の推進。
- ②会員増強・財政基盤の強化のもと、提言力・存在感のある会活動の推進。

1 組織の拡大

(1)会員の加入拡大等

全間連から提示された増員目標「平成26年4月以降3年間で35%増」の趣旨を十分に踏まえ、会員増強・財政基盤の強化に努める。

(2)青年部会・女性部会の既存部会の活性化等

後継者の育成、既存部会の活性化等に努める。

2 事業活動の推進

(1)会議等予定（平成28年4月～29年3月：主たるもの）

月 日	会 議 等
4.21 (木)	正副会長・部会長会議
5.24 (火)	税制委員会
5.31 (火)	北間連第43回通常総会
〃	青年部会34回・女性部会30回通常総会
6.17 (金)	事務担当者会議
8.23 (火)	正副会長・部会長会議
11.11 (金)	税団協主催「国税局長講演会等」
1.31 (火)	全道会長会議、常任理事会
〃	納税表彰受彰祝賀会・賀詞交換会
上記のほか、税団協・協議会、全間連会議等に関係者出席。	

(2)消費税に関する啓蒙活動と消費税期限内完納の推進（研修会・説明会・講演会等の開催、クリアファイルの活用、消費税備蓄預金への取り組み等）

(3)e-Tax 利用促進への取り組み

(4)税務関係団体との連携・協調（税団協協議会等）

(5)税制関係（アンケート調査、税制・執行に関する意見・要望の提言等）

(6)広報関係（会報誌発行、「税の標語」募集、「税を考える週間」協賛行事の実施）

(7)ジブラルタ生命保険との団体契約加入の促進

第 4 号議案「平成28年度収支予算」

1 【一般会計】（平成28.4～29.3）

単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	1,810	人件費	4,128
会費収入	14,034	福利厚生費	570
広告料収入	50	事業費	2,560
臨時会費収入	540	会議費	1,080
雑収入	100	旅費交通費	2,940
		事務所関係費	1,010
		通信印刷費等	800
		部会助成金	525
		本部負担金	1,370
		雑費	250
		予備費	1,301
合計	16,534	合計	16,534



2 【特別会計】(全国大会特別基金)

単位：千円(単位未満四捨五入)

前期繰越金	9,942
計	9,942

■ 第5号議案「役員改選」

本年は役員改選期(任期2年)に当たり、単会から役員候補の推薦を受け役員の改選が行われたが、会長には高橋会長(函館)が再任された。副会長では永濱副会長(札幌南)が退任し、後任には札幌南の丹野会

長が選任され、他の副会長は再任となった。なお、改選後の役員は別掲(12ページ)の北海道間税会連合会役員名簿(専門委員会別)のとおりである。

\* 改選後の役員数内訳

区分	顧問	会長	副会長	専務	常任	理事	監事	合計
親会	1	1	10	1	45	21	2	81
青年					13	2		15
女性					11	3		14
合計	1	1	10	1	69	26	2	110

★北間連副会長のご紹介(敬称略)



戸澤 亨(再任)  
(札幌中会長)



久住 博(再任)  
(札幌西会長)



鷺尾 和徳(再任)  
(札幌北会長)



横山 昭仁(再任)  
(札幌東会長)



丹野 司(新任)  
(札幌南会長)



工藤 修二(再任)  
(岩見沢会長)



新谷龍一郎(再任)  
(旭川中会長)



田辺登代二(再任)  
(稚内会長)



市町 峰行(再任)  
(苫小牧会長)



佐藤 悦夫(再任)  
(釧路会長)

北間連青年部会第34回・女性部会第30回通常総会開催される

北間連第43回通常総会に先立ち青年部会第34回及び女性部会第30回通常総会が開催された。水野女性部会長挨拶の後、依田青年部会長議長のもと27年度事業報告・収支決算等、28年度事業計画・収支予算案が審議され何れも承認可決された。また、本年は役員改選期に当たり、依田忠敏青年部会長(札幌中)が退任、後任に札幌西間税会の斉藤淳一青年部会長が就任し、また、女性部会では水野タカ子女性部会長が再任され、新たなスタートを切ることとなった。



議事審議終了後、ご来賓の札幌国税局・鷺見費税課長からご祝辞をいただき閉会となった。

★北間連 新・旧青年部会長ご紹介

前掲「青年部会第33回通常総会」に記載のとおり、本年度の役員改選で依田忠敏青年部会長が退任し、後任に札幌西間税会の斉藤淳一青年部会長が就任しました。依田様は平成13年6月の青年部会第19回の通常総会において3代目の青年部会長に就任し、依頼、15年の長きにわたりご活躍をいただきましたが、これまでの多大なご尽力に対しまして深く感謝し、厚くお礼を申し上げます。また、新たに青年部会長に就任された斉藤様は道内一の会員を擁する札幌西間税会の青年部会長としてご活躍されておりますが、その力量を十分に発揮され北間連青年部会の更なる発展にお力添えをいただけますようお願い申し上げます。



斉藤部会長



依田前部会長



# 平成28年度「消費税等に関するアンケート調査」実施

■■■ 回答率82.5%！ご協力ありがとうございました ■■■

調査依頼件数800件、回答件数660件（回答率82.5%）となっており、平成27年度（回答率74.9%）に比べ7.6ポイント増加。

## ○ 調査項目ごとの回答状況

区分	設 問	回答件数	構成比 (%)	区分	設 問	回答件数	構成比 (%)
1 税率構造	① 軽減税率の導入は反対であり、単一税率に戻すべきである。	372	56.4	2 低所得者負担緩和策・逆進性対策	① 軽減税率の導入により対応すべきである。	98	14.8
	② 軽減税率の導入はやむを得ないが、その対象範囲の拡大には反対である。	167	25.3		② 軽減税率の導入に代えて、「給付付き税額控除制度」により対応すべきである。	286	43.3
	③ 軽減税率の導入は賛成であり、その対象範囲は拡大していくべきである。	92	13.9		③ 対象範囲を極力限定した「軽減税率制度」と「給付付き税額控除制度」との併用実施により対応すべきである。	103	15.6
	④ 分からない。	25	3.8		④ 消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	133	20.2
	⑤ その他（ ）	4	0.6		⑤ 分からない。	33	5
	計	660	100		⑥ その他（ ）	7	1.1
				計	660	100	

## 全間連に「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を提出

「消費税等に関するアンケート調査」及び「税制委員会」の検討結果等を踏まえ、北間連としての「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」事項を以下の通り取りまとめ、6月初旬、全間連に提出。

区 分	意見・要望	理由（又は説明）
1. 歳出に関する事項	更なる行財政改革の断行と税の用途の再検証を徹底し、一層の経費削減を図ること。	特殊法人等既存組織の見直しや税の用途の検証などは中途半端に終わっている感があり、また国会議員や歳費の削減なども一向に進展せず、行財政改革・歳出削減等が徹底されているとの実感は無く、税の用途に対する不信感が強い中での増税は、国民の理解と納得は得られない。
2. 執行に関する事項	消費税の滞納発生防止と滞納税額の徴収を徹底すること	①消費税は国税収入の中で一番大きな税目になるなど、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりであり、消費税が完納されることは極めて大事なことである。 ②消費者からの預かり金的性格を有する消費税が、不正等により一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らないということは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりがかねない。 ③国税の滞納額全体に占める消費税滞納額の割合は依然高く、消費税率が引き上げられたことにより今後更に増加することが懸念される。



区 分	意見・要望	理由（又は説明）
<p>3. 消費税に関する事項</p>	<p>(1)税率について 単一税率に戻すべきである。</p>	<p>次の諸点から単一税率に戻すべきである。</p> <p>①複数税率の導入は「制度の簡素化」、「経済活動に対する中立性」の大きな阻害要因となる。</p> <p>②今回の軽減税率制度は消費税率10%を8%にするということで僅か2%の軽減であり、低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）としての効果は薄く、反面、多くの事業者に対象品目の仕分け、レジの改造や取替え、区分経理事務や納税申告事務の複雑さなど負担が増大するほか、軽減対象・税率区分の可否等をめぐって、消費者、事業者双方に混乱が起きることが予想され、費用対効果の面からもはなはだ疑問な制度である。</p> <p>③消費税の申告・納税に際しては、軽減税率適用の判断基準の困難性に加え恣意性も入りやすいことなどから、税率区分の正否の判定等適切に対応するための事務量の増加やトラブル、訴訟が生じるなど、納税者、課税庁双方に大きなコスト増となる。</p> <p>④軽減税率は、高所得者ほど受ける利益が大きくなるほか、みんなの税負担が引き下がることになり逆進性という状況は変わらないなど逆進性の緩和という政策効果は薄く、一方では膨大な税収を失うことになる。本来、消費税は比較的安定的な税収であり社会保障費等の財源として期待されているが、逆進性緩和策としての効果が薄いこの軽減税率導入により膨大な安定財源を失うことになり、その穴埋めに他の安定的な財源を見つけるために苦慮するという混乱ぶりは本末転倒である。</p> <p>⑤軽減税率導入後も当面は経過措置により免税事業者からの仕入れ控除も可能とされているが、いずれは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるため、インボイス作成・発行等の事務負担が増加するほか、インボイスは課税事業者しか発行できないため、免税事業者からの仕入れ控除はできないことになり、免税事業者が取引から排除されるなど不利となる。</p>
	<p>(2)軽減対象の見直しについて 単一税率に戻すことを基本とするが、現在の軽減税率制度を導入するとした場合でも、次の見直しを図ること。</p> <p>①他の飲食料品の原材料となる飲食料品やレストランへ販売する食材などは軽減対象から除外すべきである。</p> <p>②新聞は軽減対象から除外すべきである。</p>	<p>①低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）から軽減税率導入が提唱されているものであり、他の商品の原材料や食材になる段階の飲食料品までも軽減対象とするのは趣旨にそぐわない。</p> <p>②新聞が軽減税率の対象になったのは「活字文化の維持・普及にとって国民の負担を減らすことは不可欠」とのことであるが、そもそも軽減税率導入の議論の原点は低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）をどうするかということであり、「活字文化の維持・普及」との論点は全くの外れなものである。また、2%の軽減で数値上は負担が軽くなるということにはなるが、近年は電子版新聞も増えるなど新聞の定期購読者も減少していることなどを考えると、低所得者に対する負担緩和策としての効果があるとは言いがたい。</p> <p>一方、「活字文化の維持・普及」を軽減税率対象の論拠にするならば、なぜ、週二回以上発行の定期購読の新聞だけが軽減対象となるのか、書籍はどうなのかという疑問に対する整合性は見受けられず、更には「低所得者に対する負担緩和策」との枠を超えた概念のもと、様々な軽減税率対象品目の要求がなされるなど、新たな政治的利権も生じかねない。</p>



区 分	意見・要望	理由（又は説明）
	<p>(3)逆進性対策について</p> <p>①「給付付き税額控除制度」を導入すべきである。</p> <p>②給付付き税額控除制度の控除額（給付額）に逡減制度を導入する。</p>	<p>①複数税率導入は政策効果が薄くデメリットが多いため、今後とも「単一税率」を維持していく必要がある。この場合、低所得者への逆進性緩和策は「給付付き税額控除制度」の導入により対応すべきである。</p> <p>そのためには納税者の所得の把握が不可欠であるが、平成25年5月24日に共通番号制度法（マイナンバー法）が成立し、平成28年1月から運用が開始されているが、今後、所得の補足等の環境が整備されて行くことから、「給付付き税額控除制度」の早期導入を強く主張（提言）していく必要がある。</p> <p>②低所得者の判断基準となる所得額を例えば200万円以下の所得層と200万円超から250万円以下の所得層の2段階程度の基準を設け、200万円超から250万円以下の所得層に対しては200万以下の所得層より逡減した控除額（給付額）とするなどの措置を取り、低所得者としての判断基準額（所得額）のボーダーライン付近の所得者層の均衡を図るべきである。</p>
その他	<p>(4)個別間接税と消費税の併課について</p> <p>揮発油税等と消費税との併課を解消すべきである。</p>	<p>揮発油税や酒税、タバコ税などは製造場から移出される時の商品の製造原価を構成しており、ガソリン等の購入に当たっては揮発油税等に消費税を上乗せ（併課）した金額の支払いを余儀なくされているところであるが、今後消費税率が引き上げられると併課による消費税負担額は一層大きくなり消費者には到底納得できないことであり、根本的な見直しが必要である。</p>
	<p>(5)印紙税の課税文書の見直し</p>	<p>IT化がさらに進展し電子決済による商取引が浸透していく中で、電子商取引か文書取引かで課税の有無が生じるのは不合理であり、今後、印紙税法の廃止を含めた抜本的な検討が必要である。</p>

活 動 だ よ り

◆ 北間連女性部会創立30周年記念行事 — 北間連女性部会創立30周年記念講演会開催



5月31日（火）、北間連女性部会創立30周年を記念し、札幌プリンスホテル国際間パミールに於いて、日本ハムファイターズ・コミュニティグループ長の荒井昭吾氏を講師にお招きし「日本ハムファイターズから北海道日本ハムファイターズへ～東京時代からの変化～」と題した講演が行われました。球団が東京から北海道に移転し道民の球団として定着するまでの苦労や、球団として野球ばかりではなくスポーツ全体の振興等に様々な活動を展開していることが紹介され、また、東京時代は球団の人気も余りなく苦労も多かったことなどもお話いただきましたが、今では道民の球団としてすっかり定着し、そして常に上位争いに加わるといった実力、人気ともにトップクラスとなった日ハムを誇らしく思い、この講演会を機に日ハムへの愛着も一層増したところです。

— 初代女性部会長に記念品贈呈



5月31日（火）に開催された北間連第43回通常総会の懇談会に先立ち、水野女性部会長から「これまでの女性部会長、役員、会員皆様のご尽力と親会、国税ご当局、関係団体皆様のご指導で30周年迎えることが出来ました。30年の歴史に恥じないよう新たな歴史を刻んでいきたい。」との挨拶があり、その後、初代女性部会長の中村節子様これまでのご尽力に対し感謝の記念品が贈られました。また、懇談会では「は～もに～」の皆様による歌と演奏で創立30周年に花を添えていただきました。



◆ **野球観戦** —— 札幌北間税会青年・女性部会

7月8日(金)、札幌ドームにおいて部会員研修会(野球観戦:日ハム対ロッテ)を行いました。参加した会員には「大谷弁当」が配られ、ふたを開けてみると海苔に背番号11が表示されるなど綺麗に飾られており、食べるのがもったいない感じもありましたが、しっかりと食べ午後6時の試合開始に備えました。いざ、試合開始。1回の裏、日ハムの猛攻で一挙に7得点、日ハムファンのボルテージも最高潮。終わってみれば12対3と日ハムの大勝。逆転優勝の夢と勝利の余韻を胸に家路に着きました。



◆ **30周年記念誌発刊** —— 札幌西間税会女性部会

札幌西間税会女性部会はこのたび創立30周年を迎え、「30年の歩み」と題した記念誌を発刊しました。各行事の写真掲載など、これまでの活動の一端が紹介される内容となっていますが、この記念誌発刊を契機として女性部会が更なる発展を遂げるべく、意を強くしたところです。



◆ **税務講演会開催** —— 江差間税会

6月1日(水)、札幌国税局の鷺見消費税課長を講師にお迎えし「消費税の軽減税率制度について」と題した税務講演会を開催しました。分かり易い説明をいただき、約60名の参加者は熱心に聞き入っていました。



◆ **セミナーと税務相談会開催** —— 札幌南間税会

6月20日(月)、札幌南税務署法人課税第一部門統括国税調査官の中村公和様を講師にお迎えし、「消費税軽減税率の概要」と題したセミナーを開催しました。セミナーの参加者は24名でしたが、消費税の軽減制度について分かり易く解説いただき、熱心に聞き入っていました。また、セミナー終了後は「税務なんでも相談コーナー」を開設し、当会の顧問税理士である吉田節郎税理士に相談関係等の税務相談に対応していただきました。



◆ **青年・女性部会税務研修会開催** —— 旭川中間税会青年・女性部会

6月15日(水)、トーヨーホテルにおいて講師に旭川中税務署法人課税第一部門統括官岡田稔氏と審理専門官付上席折野豊氏のお二人を講師に



お迎えし「平成28年度税制改正並びに印紙税」と題した税務研修会を開催しました。参加者は熱心に聞き入っていました。

◆ **合同実務セミナー開催** —— 旭川中・東間税会

7月26日(火)、旭川グランドホテルにおいて、法人会との共催で税理士・中小企業診断士金谷博光氏を講師に迎えて「中小企業のための会計の活かし方及び税務対策等」と題した実務セミナーを開催しました。当日は81名が参加し、特に税務対策の講義については真剣に聞き入っていました。



◆ **青年・女性部会ゴルフ大会開催** —— 旭川東間税会青年・女性部会

7月31日(日)、青年・女性部会のゴルフ大会が大雪山カントリークラブ東コースで開催されました。ちょっと少な目の参加でしたが、天候にも恵まれ楽しくプレー出来ました。(優勝は大友信久氏でした。)夕方には旭川グランドホテルで表彰式と懇談会が行われ、ゴルフ談義に花が咲くなど和気あいあいのうちに終了しました。



◆ **函館港まつり(いか踊り)に参加**

—— 函館間税会

8月3日(水)、函館間税会は青申会、納貯連との合同による「e-Tax 協力隊」を結成し、函館港まつりの「いか踊り」に参加しました。今年の踊りは昨年行われていた「一気に駆け抜ける」というパフォーマンスは封印とのことでしたが、いざ踊り始めてみると次第にヒートアップし、山車の上からの「さー、いってみようかぁ〜!」との呼び掛けを合図に300余名の踊り手が一気に走りだし、飛び、跳ね、乱舞する光景はまさに圧巻といえるものでした。また、イータ君の登場や、山車の上からは「e-Taxの利用促進」を呼びかけるなど、税務関係団体の活動等をアピールすることにもなりました。



◆ **表紙を語る**

表紙写真は稚内税務署管内間税会連合会幌延支部のレク活動の一コマです。会員事業所の皆様が参加し、今年はミニバレーと運動会(シャッフルボード、ボールはさみリレー、長縄飛び等)を実施。終了後、表彰式と懇親会を開催し会員、従業員の懇親を深めています。また、クリアファイルを配布し税の啓蒙等にも努めました。

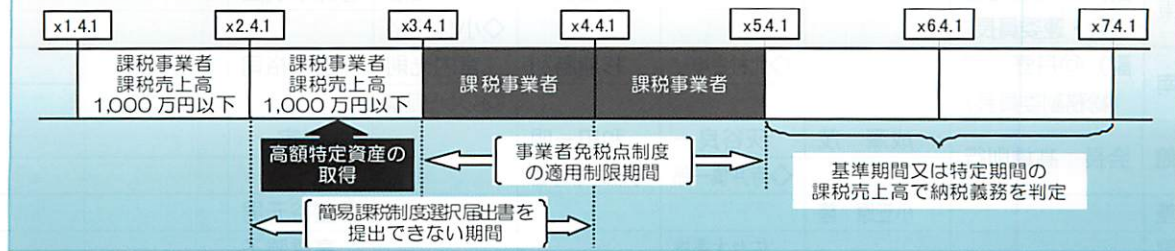


## 平成 28 年 4 月 1 日以後に高額特定資産を取得した場合の 中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直しについて

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産<sup>(※)</sup>の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。

※ 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

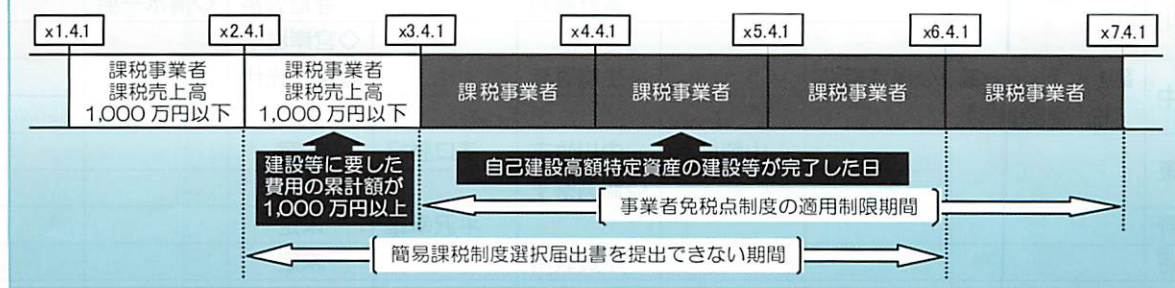
### 適用関係の具体例



また、自己建設高額特定資産<sup>(※)</sup>については、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除きます。）の累計額が 1,000 万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。

※ 「自己建設高額特定資産」とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

### 適用関係の具体例



【経過措置】平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、上記規定は適用されません。

## 印紙税書式表示に係る電子申告（e-Tax）を是非ご利用ください

e-Tax とは、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告や申請、納税等の手続きができるシステムです。

### ご利用のメリット

- 税務署へ出向いたり、書類を送付する必要がなくなります。
- 税務署の執務時間以外でも、受付システムが稼働している時間であれば、申告書等の提出ができます。
- 毎月申告となる印紙税書式表示の申告では、①OCR 様式である申告書の手書作成が不要（前月分の複写利用が可能）、②計算誤りが防げる（合計税額を自動計算）など、大変便利です。

◎詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax のご利用に当たっては、事前の準備が必要です。また、ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



北 間 連 だ よ り

北海道間税会連合会役員名簿「専門委員会別」(敬称略)

28. 5. 31現在

役職 単会	会長・副会長	常 任 理 事				理 事	監 事
		総務	会務・運営	広報	税制		
顧問	福岡正英						
札幌中	副) 戸澤 亨 (広報委員長)	◎◇伊藤裕一	依田忠敏			未定	橋本靖弘
		◎◇浅野郁子					
札幌西	副) 久住 博 (税制委員長)	◇斉藤淳一	大島紀之	福島勝男		永田英治	品川 宏
					◇水野タカ子		
札幌北	副) 鷲尾和徳 (総務委員長)		米重武志		広瀬 進	酒井敏一	
		◇岩崎和子	◇三橋宣由				
札幌東	副) 横山昭仁 (会・運委員長)			◇安藤恭輔	田中由彦	◎鈴木明広	
					◇小林 裕		
札幌南	副) ◎丹野 司 (総務副委員長)		◇北村さゆり	杉浦勝利	宮内光則	宮本裕司	
					◎◇秋庭征富		
函 館	会長 高橋則行	成澤 茂	灰谷良一	和田一明		未定	
			◇寺井慎一郎	◇松木志津香			
江 差		小笠原 隆				◎室谷元男	
八 雲			佐々木秀雄			高橋勝子	
小 樽		杉下清次		◇阿部 誠	◇新倉百恵	奥村雄一郎	
余 市			清水義信			高見祐司	
倶知安				横山喜貞		未定	
岩見沢	副) 工藤修二 (総務副委員長)		森下重雄	北澤治雄	◇鈴木安行	未定	
						◇波田野愛	
滝 川		明円直志	◇伊藤克嘉			川口義弘	
			◇遠藤ユリ				
深 川				廣野勝利		寺迫公裕	◇清水一男
						◇宮岸雅子	
旭川中	副) 新谷龍一郎 (税制副委員長)	◇湯浅義弘		生駒雅彦		◇東 光代	
旭川東			山崎與吉	中川竹志	濱口勝紀	未定	
				◇鶴渕泰子			
富良野					平沢幸雄	未定	
名 寄				木賀義晴		未定	
留 萌		堀口 亘				田下啓一	◇梅田敏英
稚 内	副) 田辺登代二 (広報副委員長)		中野修二		田辺 浩	未定	
室 蘭		松永英樹	菊谷達夫			宮澤日出夫	
浦 河					蚊野好之	中島 渡	
苫小牧	副) 市町峰行 (会・運副委員長)	藤田健次郎			中田吉信	田中敏彦	
				◇吉田正範	◇村川 馨		
網 走		◎本間弘哉				須田修一郎	
紋 別				青田輝智		今野政男	
北 見		河合昭徳	舩川 誠			真柳正裕	
釧 路	副) 佐藤悦夫 (総務副委員長)			◎村井順一	荒井一晃	佐藤禎一	
					◇佐藤忠史		
帯 広		臼井呉行	藤本長章	◇加藤祐功	徳井裕昭	家内裕典	
				◇臼井雅子			
十勝池田		平井昌行				齊藤健司	
根 室		滑川義幸				渡邊政之	
事務局	専務) 奈須川弘志						

◎~新任 ◇~青年部会・女性部会